資料 2-2

仙台市博物館　基本的運営方針（資料編）

○仙台市博物館条例

（昭和６０年１２月１９日）
（仙台市条例第２９号）

（設置）

第１条　歴史、美術工芸等に関する資料を収集し、保管し、及び展示して市民の教養の向上、調査研究等に資するとともに、これらの資料に関する調査研究及び普及活動を行うことを目的として、博物館を設置する。

○ICOM（国際博物館会議）による博物館の定義

※ICOM 規約（2022 年８月改定・ICOM 日本委員会翻訳）より

博物館は、有形及び無形の遺産を研究、収集、保存、解釈、展示する、社会のための非営利の常設機関である。博物館は一般に公開され、誰もが利用でき、包摂的であって、多様性と持続可能性を育む。倫理的かつ専門性をもってコミュニケーションを図り、コミュニティの参加とともに博物館は活動し、教育、愉しみ、省察と知識共有のための様々な経験を提供する。（『第２６回 ICOM プラハ大会報告書』ICOM 日本委員会、2023 年３月）

○本方針に関わる仙台市の上位計画（各抜粋）

（１）仙台市基本計画 2021-2030（令和３年）

●まちづくりの理念：

挑戦を続ける、新たな杜の都へ～ “The Greenest City” SENDAI～

●目指す都市の姿：成長（Growth）　学びと実践の機会があふれるまちへ

・子どもたちが、個性を尊重されて健やかに育つことができ、地域に対する親しみと学ぶ喜びを実感できるまち

・すべての人に成長の機会があふれ、次の仙台をつくる担い手が育ち、東北や世界の未来にも貢献できる人材を次々と輩出する学びとチャレンジのまち

◆チャレンジプロジェクト：6　ライフデザインプロジェクト

実施の方向性１ まちの至る所で学びと実践の機会がある環境をつくる

・多彩な学びや体験の機会を創出するとともに、文化芸術や歴史などに親しみ、創造性が育まれる環境をつくります。

・学びや体験をまちづくりの実践の場につなげる仕組みをつくるとともに、音楽や芸術などの創作活動がまちの新たな魅力となる環境づくりを進めます。

■施策の体系・一覧：

学びと実践の機会があふれるまちへ

10　学び

（3）学びを楽しむ環境をつくる

社会教育施設

・博物館、科学館などの社会教育施設について、展示内容の充実、利便性や機能の向上を図るとともに、民間施設を含め多彩な学びの資源の連携を促進させ、様々な世代が楽しみながら学べる環境づくりを進めます。

（4）学びを地域づくりに活かす

担い手

・生涯学習の推進を支える専門的な人材やボランティアなどの担い手の発掘・育成・活躍の場づくりを進めるとともに、企業等との協働を通じて、新しい魅力ある学びの場の創出を図ります。

（２）仙台市教育構想 2026（令和８年）

●基本理念：人がまちをつくり、まちが人を育む学びの循環のもと、互いに認め合い、自分らしく学び続ける人を育てます

◆基本方針４　学びを通じて、人と地域がつながる生涯学習

■施策 4-2　社会教育施設の専門性を活かした多様な学びの提供

取組方針

・各社会教育施設において、こどもから大人まであらゆる市民が興味や関心を持ち、主体的に学ぶ機会を得られるよう、それぞれの専門性や立地環境も含めた特性を活かし、デジタル技術も活用しながら、展示資料の充実や魅力ある事業の実施、施設間の連携など、施設の機能と魅力の向上に取り組みます。

・社会教育施設における学びの機会に関する幅広い情報提供を行うとともに、学びに関する相談支援体制の充実を図ります。

・仙台・宮城ミュージアムアライアンス（ＳＭＭＡ）の連携によって生まれた新しい価値や成果を広く発信し、市民の知的好奇心を育みながら、社会教育施設の持続的な発展につなげます。

・博物館

仙台に関わる主要文化財の所蔵館として、展示設備の改修など施設機能の向上と展示内容の充実を図り、多彩な展覧会を開催するとともに、学校や他の博物館施設との連携を強化し、また仙台城跡を有する青葉山エリアという立地環境も活かして、ミュージアムの魅力を更に発信します。

■施策４－３　ともに学び合える共生社会の推進

取組方針

・年齢や障害の有無、言語の違いなどにかかわらず参加できる学びの機会づくりや、情報アクセスのバリアをなくす取組の充実を図ります。

・障害のある人もない人も、ともに学び合える機会の拡大のため、関係団体との連携を深めながら、社会教育施設における人材育成やノウハウの普及に取り組みます。

■施策４－５　歴史や文化を活かした学びの充実

取組方針

・本市の歴史・文化資源の発掘・調査・保全や、資料等の有効活用を推進するため、市民遺産制度創設の検討も含め、仙台の歴史や文化を学び、楽しむ機会の充実を図ります。

◆基本方針５　学びを支える持続可能な基盤づくり

■施策５－３　社会教育事業に携わる職員等の育成

取組方針

・社会環境や市民のニーズの変化を捉えつつ、社会教育事業に携わる職員に対する研修の充実など、求められる資質や専門性の向上に取り組みます。

（３）仙台市文化芸術推進基本計画（令和６年）

●基本理念：多様な個性が輝き、まちの未来を拓く～ひとりひとりがよりよく生きる文化芸術の杜～

◆目指す姿１　あらゆる人に参加機会がひらかれ、文化芸術に親しめるまち

■基本施策１ 文化芸術に親しめる環境づくり

・ミュージアム連携事業

学芸員等専門職員が持つ知識や手法を集積し、単館では実現困難な多彩なプログラムや情報発信事業を実施することにより、ミュージアムの発信力を高め、多面的な学びの場を創出するとともに、学校や地域活動、観光分野等との連携を進め、地域のニーズに合った複合的かつ総合的なミュージアムの活用を推進します。

・仙台市博物館

仙台や東北地方の歴史と文化に関わる文化財を収集、保存するとともに、調査研究を進めて文化財の新たな価値、魅力の発掘に努め、その成果を、展示をはじめ、講座やイベント等の教育普及事業を通して発信します。併せて、日本や世界の歴史と文化を対象とする展覧会も適宜開催し、市民が優れた文化財の鑑賞を通して、歴史と文化を楽しく学ぶ機会を提供します

◆目指す姿３　子どものときから文化芸術との出会いがあり、若者のチャレンジを応援するまち

■基本施策５　子どもの文化芸術に親しむ機会の充実

・仙台市博物館の資料の活用

仙台市博物館と市内の小・中・高校が連携し、校外学習やグループ学習を通じて児童・生徒が博物館を訪れ、本物の資料を鑑賞する機会の促進を図ります。また、資料や映像を用いた仙台藩に関する歴史学習や、伊達家の家紋や土人形、屏風絵等の製作体験を行う「学習プログラム」を博物館内外で展開する等、体験や体感を通じ、歴史・文化に対する子どもたちの興味関心を醸成する取組みを進めます。

◆目指す姿４　歴史と記憶が継承され、未来を描く礎となるまち

■基本施策７　伝統芸能、文化財、民俗芸能等の継承・普及啓発

・「仙台歴史ミュージアムネットワーク」の取組み

市内の歴史系ミュージアムの連携組織である「仙台歴史ミュージアムネットワーク」（略称：歴ネット）において、仙台の伝統的な門松の復元展示等、本市の歴史・文化に親しめる取組みを進めます。

■基本施策８　アーカイブの推進

・各ミュージアム施設におけるアーカイブの推進

仙台市博物館や仙台文学館等のミュージアム施設において、文化財や歴史、郷土ゆかりの文学者に関する資料等を収集・保管し、継続的な調査研究に取り組むとともに、展示や講座をはじめとした多様な手法によりその成果を活用します。また、所蔵資料等のデジタルアーカイブの作成と公開を進めます。

・資料レスキュー活動

仙台市博物館において、東日本大震災等の災害で被災した文化財を救出し、保全する「資料レスキュー活動」を行っています。この取組みの成果や、歴史上の大きな災害を、パネル展示やパンフレットで紹介し、防災への意識を促すとともに、文化財を地域の共有財産として継承・活用することの重要性を発信します。

仙台市博物館基本構想報告書

昭和57年7月

仙台市博物館基本構想策定委員会

目　　次

1. 仙台市博物館改築の意義 …… 1
2. 新博物館の理念 …… 2
3. 新博物館の基本方針 …… 2
4. 新博物館の機能 …… 2
　1）調査・研究 …… 3
　2）博物館資料の収集 …… 3
　3）博物館資料の保存・管理 …… 3
　4）博物館資料の展示 …… 4
　5）博物館の普及活動 …… 5
　6）そ の 他 …… 6
5. 組 織 ・ 人 員 …… 6
6. 新博物館の施設 …… 7
　1）敷　　地 …… 7
　2）建物の規模・構造 …… 7
　3）建物の配置 …… 7
　4）建物の外観 …… 8
　5）建物の内部施設 …… 8
　6）付帯資料について …… 9
（付表１）　要求される施設内容及び面積表 …… 10
（付表２）　機能配置及び動線図 …… 14
（別紙１）　公立博物館の設置及び運営に関する基準 …… 15
（別紙２）　仙台市博物館基本構想策定委員会の審議経過 …… 19
（別紙３）　仙台市博物館基本構想策定委員会要綱 …… 21
（別紙４）　仙台市博物館基本構想策定委員会委員名簿 …… 22

昭和57年７月21日

仙台市教育委員会

教育長　藤　井　　黎　殿

仙台市博物館基本構想策定委員会

委員長　佐　藤　　明

当委員会は，昭和57年４月以来博物館改築構想について，調査・検討を進めてきましたが，本日別紙のとおり基本構想を作成しましたので，ご報告いたします。

博 物 館 基 本 構 想

1. 仙台市博物館改築の意義

仙台市博物館は，昭和36年10月，仙台市川内三の丸跡に開館して以来，仙台地方を中心とする歴史・美術・文化の公開と情報提供等の活動を通して広く市民に親しまれ，知的・文化的要望に応えながら，市民文化の向上に寄与する一翼を担ってきました。また，東北地方の拠点都市としての仙台市の位置づけから，その活動範囲を東北地方全域に広げる方針を併せ持ち，この地域の中核的存在としての歩みを示して今日に至っています。

開館以降の22年間，当館では施設の部分的拡充をはかると共に，各種展覧会や講座．講演会等の公開，普及活動を実施し，収集の活動では三万点に及ぶ資料を収蔵するまでになり，これらの諸活動の実績もあって，東北唯一の文化財保護法第48条による勧告，承認館に認定されています。

ところで，昨今の市民の歴史，美術，文化に対する関心は，現代社会の急速な発展によって生まれた自由時間の利用と，知識の充足を求める傾向によって，更に高まり，内容も多様・多岐に亘るものに変化しつつあります。社会教育の場を活用した生涯学習への期待の高まり，学校教育における生活・地域に根付いた学習の重視をはじめ，地方文化の創造と確立の気運，更に人間的豊かさを希求する視点からの社会的，文化的価値の見直しの動きなどの諸要素が，博物館をとりまく社会情勢として大きく浮び上がっております。このため，博物館のありかたとして，資料の観覧利用にとどまらず施設設備の開放，歴史や美術，文化に関する広い情報の収集と提供が，総合的，立体的に行われるよう望まれることとなりました。

全国の各県・市は，このような情勢を踏まえて，各種の博物館施設の充実につとめ，個性豊かな活動を行うことで，利用者の多くの要望に応えています。

ひるがえって，仙台市博物館の現状を検討した場合，収蔵資料数に対する収蔵スペースの不足，資料保全装置の不完全さ，市民の寄贈による個性的なコレクションの公開スペースの欠如，及び利用者の体系的，総合的な学習をするための諸条件の未整備など，現代の博物館として種々の責務を果たしえない面を抱えていることも否定できません。

以上のような現状を考慮し，また近づく21世紀の仙台市の発展を展望するとき，市民に恒久的に親しまれ，各種各様の要望に応える仙台市博物館として，早急に再生されなければならない時期を迎えていることは明らかです。

永年に亘って培った収集，保存，展示，普及の諸活動を基盤としながら，現代社会の文化的動向に適切に対応し，将来においても，十分にその機能を発揮できるような政令都市規模の博物館建設をめざして，ここに，建設に際しての基本構想を提示するものであります。

2. 新博物館の理念

新博物館は，以下の基本的理念にもとづき，仙台市民の博物館として仙台市が構想している社会教育・学校教育体系とその運営方針※にそい，歴史，美術，文化を中心とする人文科学系分野の拠点的施設として，その役割を果たすものとする。

1）新博物館は，本市の歴史，文化風土が培う国際性や学術環境にふさわしい歴史，美術，文化を中心とする，人文科学系総合博物館としての諸機能を持つものとする。

2）東北地方における，仙台市の拠点的性格を考慮して，東北地方の特色ある文化を継承しながら，未来に誇りうる地方文化を創造するために必要な，歴史，美術，文化に関する調査，研究と，情報資料センターの役割を果たす。

3）建設予定地が，青葉山，広瀬川，仙台城という仙台市の風土を代表する自然，歴史環境に恵まれている条件を活用して，学習と鑑賞の場であると同時に，憩いと楽しさを提供する親しみのある博物館とする。

※仙台市社会教育施設整備計画策定委員会編
「仙台市における社会教育施設の総合的かつ体系的な整備について」

3. 新博物館運営の基本方針

1）多様化した現代社会の文化的動向に対応すると共に，新たに迎える21世紀を展望して，将来にわたってその機能が発揮され，広く利用者に親しまれる運営を行う。

2）運営に際しては，市民及び広範な利用者の知的・文化的要望に応えつつ，各種展覧会事業や，普及，情報提供サービスを通じて市民の教養を高めるとともに，地域文化の継承と，創造に寄与できるよう運営する。

3）生涯学習への関心の高まりに対応し，学校教育をはじめ，社会教育等に生きた資料と学習の場を提供するように努める。

4）文化財保護の観点から，意義のある資料を体系的に収集，保存すると同時に，広範囲に公開閲覧する場を設定して，資料や情報を積極的に提供していく。

5）仙台市がもつ，国際都市・学園都市の性格に適応する内容を確保するように努め，また，歴史的・文化的環境や自然環境を十分に活用して，充実した，親しみのある博物館づくりを行う。

4. 新博物館の機能

博物館は，次の機能を備えて活動にあたるものとする。

1）調査・研究

博物館活動の基本となる次のような調査・研究を，広い視野に立って実施する。

① 仙台地方の歴史，美術，文化等に関する調査・研究

② 博物館の収蔵資料に関する調査・研究

③ 博物館活動に必要な国内外の歴史，文化等に関する調査・研究

④ 博物館における資料の展示と利用の方法等に関する調査・研究

⑤ 博物館資料の保存，修復，管理等に関する調査・研究

⑥ 博物館における普及，教育活動に関する調査・研究

⑦ 情報センターの活動に関する調査・研究

⑧ その他，博物館活動に必要な調査・研究

2）博物館資料の収集

人文科学系総合博物館としての機能を十分に果たすため，次の対象資料を，下記の方法により収集する。

〈対象資料〉

① 仙台地方の歴史，美術，文化等に関連する国内外の有形資料

② 東北地方を中心とした国内の資料と，特に必要と思われる国外の資料

③ 上記の一次資料（原資料）を補充するため，また無形文化財の実体を伝えるための，模型，模写，映像，写真，音声，記録，図書等の二次資料

〈方　　法〉

① 正確な調査と研究に基づき，長期的な展望に立って，計画的，かつ積極的に収集する。

② 収集は，購入，受贈，受託，発掘，取材，製作，交換等によって行う。

3）博物館資料の保存・管理

収集した資料を，展示・研究に有効に供し，未来へ継承すべき文化財として保存・管理するため，以下の活動を行う。

① 資料を体系的に管理するためその方法を工夫し，例えば，資料台帳や，閲覧者にも対応できる収蔵資料カード等の整備を行う。

② 資料の性質等を考慮した上で，理想的な収蔵空間を確保する。

③ 資料の保存環境に留意し，資料を収蔵しながら展示する「収蔵展示」も行う。

④ 資料保全のため，保存科学的処置を施す機能を整える。

4）博物館資料の展示

① 展示の基本方針

ⅰ）地域の博物館として，仙台地方の歴史，美術，文化，風土の特色を反映した個性ある展示を創造する。

ⅱ）対象とする地域は，仙台地方を中心とし，必要に応じて東北，全国及び海外にまで拡大する。

ⅲ）対象とする時代は，原始，古代，中世，近世，近代及び現代とするが，仙台地方の地域的特性を考慮し，近世に最も力点を置く。

ⅳ）展示内容の水準を確保しながら，青少年にもわかりやすい展示につとめる。

② 展示の種類

ⅰ）常設展示

ア）総合展示　原始，古代から近・現代に至る仙台地方の特色ある歴史，美術，文化の中から，いくつかのテーマを選択し，各時代ごとに総合的かつ立体的に構成する展示。

イ）常設テーマ展示　収蔵資料のうち，質量ともに独立したテーマを構成しうる内容を有し，特に歴史，美術的価値が高いと評価されている資料群を，テーマごとにまとめる展示。

例）慶長遣欧使節関係資料・仙台藩歴代藩主の具足等

ウ）コレクション展示　各種コレクションの一部，または全部を，その個性を生かした方法で，コレクションごとにする展示。

例）石橋　幸作コレクション（飴売風俗人形，駄菓子模型）
古賀　　孝コレクション（切込焼，東北の陶磁器）
本出保次郎コレクション（古堤人形）
大久保良雄コレクション（明治維新関係書跡）
佐藤半兵衛コレクション（古銭，斉白石の絵画）
阿部　次郎コレクション（浮世絵，絵画）

ⅱ）企画展示

ア）独自の企画により，特定のテーマに基づいて，常設展示を補完する展示。

イ）独自の企画により，特定のテーマに基づいて，国内外の意義深い資料で構成する特別な展示。

ウ）関係機関等との共同企画により，特定のテーマに基づいて構成する特別な展示。

ⅲ）その他

普及活動の一環として行われる様々な形態による，展示活動を積極的に推進する。

③　常設展示の方法

ⅰ）各時代，各分野から仙台地方の歴史，美術，文化を象徴するテーマを選んで展示を構成する。

ⅱ）展示は実物資料を主体に構成する。しかし，テーマによっては，復元，模型，写真，映像，音声，図解及び解説などの展示資料も積極的に活用する。

ⅲ）展示の組立てにあたっては，常に立体的，かつ総合的な展示を心がけ，展示内容に深みと厚みをもたせる。

ⅳ）展示内容にあった展示空間を設定し，展示イメージの創造と統一を図る。

ⅴ）資料の内容によっては，収蔵しながら展示する「収蔵展示」方式も検討する。

5）博物館の普及活動

博物館活動をより効果的に市民に還元し，市民が創造する文化の発展に資するため，現代文化が有する今日的課題，及び憩いと楽しさを提供する場としての使命をふまえながら，多角的な普及活動を行う。

①　情報資料センターの運営

ⅰ）情報資料の提供

仙台地方の歴史，美術，文化に関する図書，記録，写真，映像等の各種資料を中心に，歴史，美術，文化全般にわたる情報を，関係機関との協力のもとに，きめこまかく，かつ体系的に，最新機械の導入を図るなどとして，市民が利用しやすい形で提供する。

ⅱ）博物館資料の閲覧

上記の各種情報体系に連動させながら，可能な限り博物館資料の個別閲覧と利用を推進する。

②　歴史，美術，文化等に関連する講演，講座，会議，映画会，実演会等を積極的に開催する。

③　歴史，美術，文化等に関連する出版活動，映像プログラム等の制作を積極的に行う。

④　普及活動の基本姿勢にのっとり，以下の展示活動を行う。

ⅰ）青少年，身体の不自由な人等，利用者の各層にそれぞれ配慮した企画展示。

ⅱ）人と，ものとの根元的な関りを探るなど，今日的な課題をあつかう企画展示。

ⅲ）子供たちが，楽しみながら学べる「プレイ・ミュージアム」の設置，運営。

ⅳ）館外での移動展示，及び資料の貸与による展示。

⑤　市民の要望に応えるため，施設利用の促進を円滑に進める活動を以下の通り行う。

ⅰ）学校，社会教育機関，友の会等の関係各機関との連携。

ⅱ）憩いと楽しさを提供し，市民に真に親しまれる場として必要な諸活動。

ⅲ）青少年，身体の不自由な人，外国人等への配慮。

ⅳ）必要，かつ十分な広報活動。

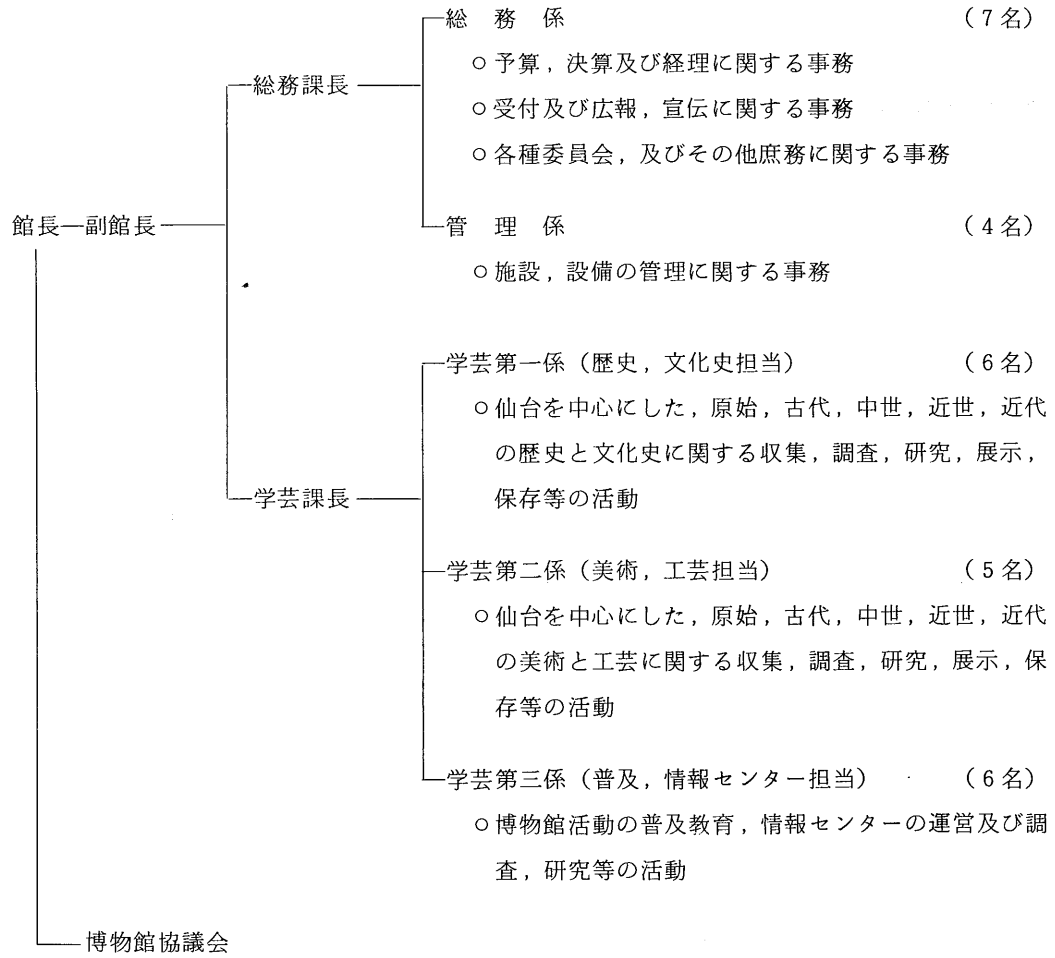
⑥　市民の文化活動を公開，発表する場と機会を用意する。

6）そ　の　他

仙台市が推進する文化政策や，学園都市構想の中で，博物館が担当する必要のある機能を果たす。

5. 組織・人員

本博物館の事業を実施するため，次の組織を設置し，人員を配置するものとする。



組織の要員となる人員の確保にあたっては，「公立博物館の設置運営に関する基準」※の，指定都市の規準にならうこととするが，管理面での委託等，経費の節減についても考慮するものとする。

※　「公立博物館の設置運営に関する基準」　（別紙 1）

6. 新博物館の施設

1）敷　　地

① 青葉山と広瀬川にはさまれ，緑に囲まれた現在の敷地は，自然環境，歴史環境ともに優れ，市街中心部への距離，当館のこれまでの活動経緯等を勘案すると，この敷地に新築することが最適である。

② 新築にあたっては，自然・歴史環境を十分に生かすため，広瀬川の清流を守る条例の基本精神を踏まえながら，敷地の周辺を含めて，総合的かつ計画的な環境整備を行う。

③ 既設建物は撤去するが，工事期間中の収蔵資料保全等については十分留意する。

2）建物の規模・構造

① 延床面積は，1万㎡程度とする。

② 地下1階，地上2階（一部3階）の建物とし，耐震，耐火構造とする。

3）建物の配置

① 敷地の環境を十分に生かすため，以下の点をふまえて，市民の憩いの場となりうる配置とする。

ⅰ）青葉山の景観を建物の内外から十分に展望できること。

ⅱ）市街地では得がたい緑の空間として，敷地全体を庭と考え，明るく快適な広場を確保するとともに，広場に開かれた建物配置とすること。

ⅲ）広場では屋外展示等も行えるようにすること。

ⅳ）総合的に環境整備を進める中で，五色沼を経る北側アプローチと，テニスコート及び竜ノ口渓谷方面からの南側アプローチ，さらに天守台への遊歩道も含めた総合的な動線計画を立て，それぞれを生かした配置とすること。

② 利用者の利便性と，館業務の円滑さを確保するため，以下の点をふまえた配置とすること。

ⅰ）利用者エリアと業務エリアを相互に独立させること。

ⅱ）利用者用駐車場は，乗用車50台，バス5台程度を確保するが，不足することが考えられる

ので，近隣に駐車場を確保することも検討すること。

ⅲ）資料搬出入等の他，業務に関わる諸作業のため500㎡程度のサービスヤードを設ける。

ⅳ）身体の不自由な人の来館が容易であること。

4）建物の外観

① 青葉山を見あげる緑の広場としての環境にマッチした形態，および色彩とすること。

② 憩いの場としての親しみやすさ，市民文化の拠点としての開放性とともに，文化の殿堂としての落ちつきを感じさせるものとすること。

③ 現代建築の粋をつくし，未来に誇りうるものとすること。

5）建物の内部施設

① 施設内容〈付表1　参照〉

ⅰ）展示部門

利用者が快適に展示資料と接することができるようにし，二重壁の採用等，資料の保存環境にも留意する。

ⅱ）普及部門

市民に開かれ，市民が活動するスペースとして様々なニーズに対応しうるよう配慮する。

ⅲ）保存部門

資料の性格に応じて最高の保存環境を確保するために，二重壁や木張り内装を採用するなど，十分に吟味する。当該敷地においては，収蔵庫は地上に設けることが望ましい。

ⅳ）調査研究部門

館活動を具体的に展開し保証する場であり，その作業空間及び設備等は十分吟味する。

ⅴ）管理部門

館運営を安全かつ円滑に進める場であり，その作業空間及び設備等は十分吟味する。

ⅵ）サービス部門

より多くの人々が，博物館を楽しみながら快適かつ安全に利用できるようにする。

② 機能配置・動線計画〈付表2　参照〉

上記施設を生かすために，快適性など人々の様々な心理的要因に配慮するとともに，入館者動線，職員動線，資料動線について各々の独立性を確保するなど，各機能を合理的に配置する。

ⅰ）入館者系統

ア）十分な動線計画のもとに，各室をわかりやすく配置すること。

イ）各展示室の出入は独立するが，自然に全室を見ることができる配置とする。なお展示室

動線は左回りとする。

ウ）動線上の適所に，外景を十分にとり入れた快適な休憩スペースをとる。

エ）身体の不自由な人への十分な配慮をする。

オ）展示室内だけを有料スペースとし，その他は開放することも考えられるが，その場合，分離と連絡が円滑に行えるよう配慮する。

ⅱ）職員系統

ア）効率的に配置され，作業が円滑に行えること。

イ）館内外の管理，及び利用者への接触が円滑に行えること。

ウ）居室は保健上の環境に留意する。

ⅲ）資料系統

ア）資料の安全性を配慮し，効率的に配置する他，動線の独立には特に留意する。

イ）動線上の扉，通路は３×３ｍ以上とする。段差をなくし，垂直移動には大型エレベーター（人荷用，３×３×３ｍ以上）を用意する。

③　その他

ⅰ）全館空調とするが，資料を対象とする空調は別系統とし，常時温湿度をチェック，調整できるものとする。

ⅱ）人工照明を主体とするが，可能な限り自然採光をとり入れ補完する。なお，資料照明にあたっては，保存上有害な光線を排除すること。

ⅲ）省資源にも十分配慮し，管理運営の行いやすい建築とする。

ⅳ）資料関係の消火設備はハロンガスを使用する。

ⅴ）エキボンガス等によるくん蒸作業が円滑に行えること。特に室内の密閉，電源の切断，ガスの排出法等に留意する。

ⅵ）設備，備品等は十分検討し，最良のものを使用する。

6）付帯資料について

本構想に対する建築学的立場からの裏づけを行い，具体的に計画を進行させるにあたっての基礎とするため，当委員会内に建築小委員会を設けて多角的に検討を行った。その中で，構想実現のための建築学的な考え方を整理し，それにもとづく図面等を作成したので，これを尊重し，十分に活用されるよう付帯資料として添付する。